

山形市創業アワード2023 募集要項

1 目的

起業を志す者のロールモデルとなるような優れた新規起業家を表彰し、飲食店等のスモールビジネスから革新的なベンチャー企業まで、あらゆるスタイルの起業・創業機運を醸成するとともに、チャレンジを後押しする風土を創ることを目的とします。

2 実施団体

- (1) 主催：山形市
- (2) 共催：山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、日本政策金融公庫、山形県信用保証協会、山形大学、東北芸術工科大学、山形商工会議所、山形県企業振興公社、山形エリアマネジメント協議会

3 事業内容

山形市内で概ね10年以内に創業した起業家から事業の継続・拡大への取組み等を募集し、書類審査（一次審査）とプレゼン審査（決勝大会）により選考した上位者を表彰します。今年度も、コロナ禍において前向きにチャレンジする飲食業の取組みを褒賞する飲食業部門を設け、一般部門と飲食業部門の計8名程度で公開プレゼン（決勝大会）を行います。

4 募集対象

- (1) 一般部門
山形市内に事業所があるH25.4.1以降開業の個人事業主、中小企業等の経営者又は代表者
- (2) 飲食業部門
山形市内に店舗があるH25.4.1以降開業の飲食業を営む個人事業主、中小企業等の経営者又は代表者
 - ・ 法人成りした場合は、個人事業主としての開業届がH25.4.1以降の方が対象です。
 - ・ 申請時点で事業を開始されている（開業届出済または法人設立済）の方に限ります。
 - ・ 「第二創業（※）」「NPO法人」も対象とします。
 - ・ 過去に「山形市創業アワード」において入賞した起業家による応募は無効とします。

※当事業における「第二創業」の取扱いについて

- ・ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、これまで行っていた事業からの業態転換や新事業・新分野へ進出した創業後概ね10年以内（H25.4.1以降開業）の方を対象とする。
- ・ 事業承継等に伴う業態転換も対象とする。
- ・ 日本標準産業分類の小分類以上の異なる業態への転換を対象とする。

5 賞の種類

	賞名	賞金額	対象数	決定のルール
一般部門	最優秀賞	10万円	1	決勝大会において、点数が最も高い起業家。
	優秀賞	5万円	1	決勝大会において、点数が2位の起業家。
	審査員特別賞	賞品	若干名	決勝大会において特に秀でた項目を評価する。
飲食業部門	最優秀賞	10万円	1	決勝大会において、点数が最も高い起業家。
	優秀賞	5万円	1	決勝大会において、点数が2位の起業家。
	審査員特別賞	賞品	若干名	決勝大会において特に秀でた項目を評価する。

※各部門の最優秀賞受賞者には、副賞として、山形放送のラジオ番組の出演権が与えられるほか、山形市役所HPにPR動画が約1年間掲載されます。

6 審査

実施団体で構成する審査会が、次の審査基準に基づき、書類審査（一次審査）、プレゼン審査（決勝大会）を行います。

(1) 一般部門

- ◆独創性（目新しさ、ユニークさ、意外性のある商品・サービス・技術など） [5点]
- ◆成長性（事業の伸びしろ、中長期的な経営計画・ビジョン、マーケット分析など） [5点]
- ◆継続性（付加価値や収益性を高める工夫、顧客確保・販路拡大、コスト削減の取組など） [5点]
- ◆起業家マインド（挑戦心、情熱、行動力、失敗克服体験、リーダーシップなど） [5点]
- ◆社会的影響度（社会課題への取組、SDGsへの貢献、起業による多様な働き方・生き方など） [5点]

(2) 飲食業部門

- ◆独自の強み（素材、調理方法、店舗デザイン、集客力、接客サービスなど） [5点]
- ◆起業家マインド（挑戦心、情熱、行動力、失敗克服体験、リーダーシップなど） [5点]
- ◆継続性（付加価値や収益性を高める工夫、顧客確保・販路拡大、コスト削減の取組など） [5点]
- ◆社会的影響度（社会課題への取組、SDGsへの貢献、起業による多様な働き方・生き方など） [5点]
- ◆地域経済効果（雇用対策、周辺地域の活性化、地域経済循環への貢献など） [5点]

※[]の点数は決勝大会（プレゼン審査）における配点となります

7 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

令和5年10月24日（火）～令和5年12月5日（火）

(2) 応募用紙

公式HPよりダウンロード WEB検索⇒「山形市創業アワード」

(3) 応募先

応募用紙に必要事項を記入のうえ、事務局までEメールで応募してください。

【事務局】

山形放送イノベーション事業部 宛

Mail : ybc-inno@ybc.co.jp

※送信メールの件名を「創業アワード2023応募（氏名）」としてください。

※記入欄に空欄がある際は、事務局よりお問い合わせする場合がございます。

8 審査手順・スケジュール

◆書類審査（1次審査） 令和5年12月19日（火）

一次審査通過者は一般部門と飲食業部門で計8名を想定しています。

↓

◆結果通知 令和5年12月下旬

一次審査を通過したかに関わらず、応募者全員に結果を通知いたします。

↓

◆個別メンタリング 令和6年1月

決勝大会の出場者には、メンター（助言者）がオンラインで個別に指導・助言を行います。日程は事務局とご相談の上、個別に決定します。

↓

◆公開プレゼン（決勝大会）令和6年2月17日（土）

事業内容の紹介やPRを5分間以内で発表していただきます。

会場：山形市立商業高校 輸誠ホール

時間：13:30～17:00

※ 発表時間やタイムテーブルは予定のため変更になる場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により非公開となる場合があります。

9 応募にあたっての注意事項

- (1) 公開プレゼンは、原則としてパワーポイントで行っていただきます。応募者には、事前に決勝大会の際に使用するプレゼン資料を提出していただきます。
- (2) 一次審査（書類審査）で不通過となった場合でも、審査結果の開示はできません。
- (3) 審査内容、審査結果に対する異議申し立ては一切お受けできません。

10 その他、確認事項

- (1) 以下の場合は、応募を無効または本賞の付与を取り消します
 - ・ 事業の目的を損なうような行為があった場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 公序良俗に反する事業や法令違反など社会通念上、本賞受賞者とすることがふさわしくないと判断される場合
- (2) 個人情報の取扱いについて
 - ・ 応募用紙に記載された個人情報は、創業アワード2023の開催目的以外の目的には使用しません。
- (3) 公開プレゼン用について
 - ・ 作成が苦手な方については事務局で作成支援もいたしますので、一次審査を通過した際にその旨を事務局にお申し出ください。
 - ・ 公開プレゼンの様子は、録画させていただきます。後日、山形市公式 You tube 等に掲載し、創業機運の醸成を目的として広報に活用させていただく場合がありますので、了承の上ご応募ください。
- (4) 受賞者に対しては、今後、山形市の実施する創業支援事業へのご協力をお願いする場合があります。

1 1 FAQ

Q1. 応募したことを人に知られたくないのですが・・・。

A1. 一次審査（書類審査）不通過者の情報は、応募件数のみ公表することとし、応募者が特定できる情報は掲載・公表いたしませんので、安心して応募してください（法令等により開示を求められた場合を除く）。ただし、一次審査（書類審査）を通過し、決勝大会（公開プレゼン）に出場する方については、山形市公式 HP や facebook ページ等により広く周知させていただきます。

Q2. 他市町に住んでいますが、山形市内に事業所やお店がある場合は対象となりますか？

A2. 山形市に住民票がなくても（山形市民以外の方）、事業所や店舗が山形市内にある場合は応募対象となります。

Q3. 会社役員をしていますが、独立して会社を立ち上げた場合は対象となりますか？

A3. 代表取締役以外の役員または従業員の方が、代表として新たに会社を立ち上げた場合は、関連会社であっても第二創業として対象となります。

Q4. 個人事業主として開業し、法人化した場合、創業後概ね10年はどう数えますか？

A4. 最初の個人事業主としての開業届日が H25. 4. 1 以降の場合、応募対象となります。

Q5. 持ち帰り・配達飲食サービス業は飲食業部門に含まれますか？

A5. 飲食業部門に含まれます。

Q6. 飲食業を含めて複数事業を行っている場合、飲食業部門に応募できますか？（例 ICT 事業と飲食業、飲食を提供する宿泊業等）

A6. 飲食業を中心とした申請内容として応募できます。なお、飲食業部門は飲食業に焦点を当てた審査基準となっておりますのでご注意ください。

Q7. 飲食業を含めて複数事業を行っている場合、一般部門と飲食業部門の両方に応募できますか？

A7. 飲食業と他事業を行っている場合であっても、いずれか一方のみの応募となります（一人の起業家が両部門への複数応募はできません）。審査基準がそれぞれ異なりますので、ご確認のうえ、一般部門か飲食業部門のいずれかにご応募ください。なお、飲食業のみの場合は、飲食業部門へ応募していただくこととなります。

Q8. 現在経営している会社の中に子会社として新事業・新分野の会社を立ち上げたのですが「第二創業部門」として対象になりますか？

A8. 「第二創業部門」では、母体となる法人において業態転換をした方が対象外となりますが、子会社としての新規創業として認められますので、「一般部門」として申し込みいただけます。